

伐木等の業務特別教育修了者を対象とした 伐木等業務従事者安全衛生教育（再教育） 通達に基づく安全衛生教育

労働安全衛生法第60条の2第2項及び平成元年5月22日付けの公示により、事業者は、チェーンソーを用いて立木の伐木等の業務に従事させる者には、伐木等の業務特別教育修了者に対して、修了後5年ごとに安全衛生教育を行うよう求められています。

安全衛生規則及びガイドラインの改正に伴い、教育内容の検討が必要なことから、現在開催内容について、検討を行っております。

開催内容が決まりましたら、改めて開催についてお知らせします。

しばらくお待ちください。